3-2

「時短要請協力金」「経営安定支援金」判定フローチャート

どの支援が受けられるか判定します！

1　町内で飲食店を営業していますか？
- いいえ → 対象外
- はい ↓

2　令和３年４月４日以前から営業していましたか？
- いいえ → 対象外
- はい ↓

3　４月４日以前から、２１時から翌朝５時を含む時間帯に営業していた接待を伴う飲食店または酒類を提供する飲食店ですか？
- いいえ → 対象外
- はい ↓

4　飲食店の営業許可証及びその他営業に必要な許可証はありますか？
- いいえ → 対象外
- はい ↓

5　現在も運営を継続していますか？
- いいえ → 対象外
- はい ↓

6　県の要請に従い、町内にある対象店舗を令和３年４月５日の午後９時から令和３年５月６日の午前５時までの全ての期間に時短営業を行いましたか？
- いいえ → 対象外
- はい ↓

7　「新型コロナ対策実施中ポスター」の取得及び掲示等を行いましたか？
- いいえ → 対象外
- はい → 時短要請協力金に該当

8　町内に事業所を有し事業を営む方（大企業、農業、林業、漁業を除く。）で、今後も町内で事業を継続する意思がありますか？
- いいえ → 対象外
- はい ↓

9　令和３年１月以降、前々年の同じ月と比べて収入が２０％以上減少した月（「対象月」）がありますか？
※対象月は別紙「対象月」判定シートで判定してください。
- いいえ → 対象外
- はい ↓

10　令和元年の年間事業収入から、「対象月」の月間事業収入に１２を乗じて得た金額を差し引いた金額が１０万円以上ですか？
- いいえ → 対象外
- はい ↓

11　あなたの事業は次の産業分類に該当しますか？
Ｃ鉱業、採石業、砂利採取業、Ｄ建設業、Ｅ製造業、Ｆ電気・ガス・熱供給・水道業、Ｇ情報通信業、Ｈ運輸業、郵便業、Ｉ卸売業、小売業、Ｊ金融業、保険業、Ｋ不動産業、物品賃貸業、Ｌ学術研究、専門・技術サービス業、Ｍ宿泊業、飲食サービス業、Ｎ生活関連サービス業、娯楽業、Ｏ教育、学習支援業、Ｐ医療、福祉、Ｒサービス業
- いいえ → 対象外
- はい ↓

12　性風俗関連特殊営業等や政治、宗教団体等ではありませんか？
- いいえ → 対象外
- はい → 経営安定支援金に該当

時短要請協力金に該当	経営安定支援金に該当	対象外